

お宅の浄化槽は大丈夫!?

10月1日は「浄化槽の日」です

環境課環境保全係

☎ 25 1147



浄化槽は、微生物の働きを利用して、汚水をきれいにする装置です。

合併処理浄化槽への転換をお願いします

単独処理浄化槽 トイレの排水のみを処理します。
合併処理浄化槽 トイレだけでなく、台所、洗濯、風呂などの生活雑排水も処理します。

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽に比べ、生活排水の汚れを大幅に少なくすることができます。水環境をきれいにするためにも、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換をお願いします。

市では、合併処理浄化槽の設置およびくみ取り、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対し、補助金を交付しています。補助条件などくわしくは、市ホームページをご覧ください。環境課へお問い合わせください。

浄化槽は維持管理が大切です

浄化槽が適正に稼働するためには、維持管理を行うことが大切です。保守点検、清掃、法定検査を定期的に行うことが、浄化槽法で義務付けられています。

保守点検 浄化槽の機能を良好な状態で維持するために、機器類の調整や、消毒材の補充などを行います。(家庭用では年3〜4回)

市内業者 (50音順)
株式会社鳥羽産業

☎ 25 2807
有限会社鳥羽メンテナンス

☎ 26 2572
マル井興業株式会社

☎ 26 5402
清掃 浄化槽の機能を十分発揮させるため、槽内にたまった汚泥などの引き抜きおよび機器類の洗浄などを行います。(年に1回、全ばつ気型の浄化槽は6か月に1回以上)

市の許可業者
株式会社鳥羽産業

☎ 25 2807

法定検査 保守点検・清掃が適切に実施され、浄化槽の機能がきちんと確保されているかを確認する検査です。浄化槽法では、年に1回受けなければならないので、必ず受検してください。

なお、法定検査は一般財団法人三重県水質検査センター(☎ 059-213-0707)へ申し込んでください。

浄化槽を長持ちさせるために、家庭でできること

台所で...

- ・使った油は、流しなどに流さず、ゴミと一緒に出す
 - ・なべや皿のひどい汚れは紙で拭いてから洗う
 - ・三角コーナーには細かいネットをかぶせる
- 洗濯で...**
- ・無りん洗剤を使う
 - ・洗剤は必ず適量をはかって使う

トイレで...

- ・紙おむつ、衛生用品、たばこの吸い殻を流さない
- ・トイレトーパーを使う
- ・塩酸などの薬品を使わない(普通のトイレ洗剤は使用できます)

～子どもを犯罪から守るために～

地域安全マップ教室を開催します

立正大学の小宮信夫教授を招いて「入りやすく、見えにくい場所」こそが犯罪の起こりやすい場所という認識のもとに、座学や、まちを歩いて地図を作成します。子どもと地域の安全を守るための危機察知能力を高めます。

総務課防災危機管理室 ☎ 25 1118



とき 11月4日(月・振)

午後1時～5時
※受付は午後0時30分から

ところ 保健福祉センターひだまり2階
ひだまりホール

申込方法 10月21日(月)までに総務課防災危機管理室へ電話で申し込んでください。

※まち歩きしやすい服装で参加してください。

講師 立正大学 小宮 信夫 教授

中央大学法学部法律学科卒業。ケンブリッジ大学大学院犯罪学研究科修了。国連アジア極東犯罪防止研修所、法務省人権擁護局、法務省法務総合研究所などを経て現職。地域安全マップの考案者。「世界一受けたい授業」などの多数のテレビに出演。



【共催】 だいいょうぶキャンペーン(事務局:毎日新聞社)